

大阪府PTA安全会活動補償制度の

ご案内

大阪府PTA安全会

〒534-0025 大阪市都島区片町2丁目2番40号
大発ビル301号室（大阪府PTA協議会事務局内）
TEL (06) 6949-8300
FAX (06) 6949-8301

概 要

- この補償制度への加入は単位PTA毎の全員加入です。なお、教職員は所属PTAと同一条件での加入となります。
- 安全会費（掛金）は園児・児童・生徒1世帯につき年間100円です。
（安全会活動補償制度運営費を含む）
※教職員の方は安全会費不要です。尚、補償の対象には含まれます。
- 補償の期間は、本年6月1日16時から翌年6月1日16時迄の1年間です。
- 補償の内容

①PTA 団体傷害保険	②PTA 賠償責任保険	安全会費
死亡保険金 200万円	<u>対人賠償</u>	園児・児童・生徒 1世帯につき 100円 (安全会活動補償制度 運営費用を含む)
後遺障害保険金 8万円～200万円 (障害等級により)	1名あたり支払限度額 3,000万円 1事故あたり支払限度額 2億円 (自己負担額なし)	
入院保険金日額 3,000円 (180日限度)	<u>対物賠償</u>	
通院保険金日額 2,000円 (90日限度)	1事故あたり支払限度額 1,000万円 (自己負担額なし)	
手術保険金 (1事故につき1回に限る)	<u>法律相談・クレーム対応費用</u>	
入院中に受けた手術 30,000円	1事故あたり支払限度額 100万円 保険期間中の支払限度額 1億円	
入院を伴わない手術 15,000円	<u>保管物賠償</u>	
	1事故あたり支払限度額 10万円 保険期間中の支払限度額 500万円 (自己負担額 5,000円)	

※提供飲食物危険補償特約の保険金額はPTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人対物補償と同額です。ただし、保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。

※PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険の補償の内容の詳細は、必ず別紙「補償内容（概要）」をご確認ください。

※安全会費（掛金）には、安全会活動補償制度運営費用を含みます。

また、大阪府PTA安全会による収益の一部は、大阪府PTA協議会の活動費として大阪府のPTA活動支援に利用されます。

I. 補償の内容

- 日本国内でPTAが主催、または共催するPTA行事参加中(*)に被ったケガを補償します。
- PTA行事に参加するための通常経路による自宅から活動場所への往復途上中のケガも補償します。
- 細菌性食中毒も補償します。
＜細菌性食中毒補償特約＞ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- 日射または熱射を原因とする熱中症も補償します。
＜熱中症危険補償特約＞ ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。

(*)「PTA行事参加中」とは

1. 被保険者の所属するPTA（単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織）の管理下（指揮、監督および指導下）においてPTA行事に参加（集合から解散まで）している間
2. PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

II. 被保険者（保険の対象となる方）

- ①PTA会員（保護者・教職員）および園児・児童・生徒
- ②PTA会員の同居の親族（兄弟・祖父母・活動に同伴する未就学児も対象）
（例）児童の母の代理で、同居の祖母がPTA集会に出席した場合
- ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者
（例）PTAが事前に認めている近所の方が防犯パトロールに参加の場合

III. 保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に補償します。

（例）

- ①PTA主催のバレーボール大会や親子ハイキングで生徒がケガをした。
- ②PTA行事で夏休みのプール清掃中にPTA会員が誤ってプールに転落し、ケガをした。
- ③運動会でのPTA保護者競技に保護者が参加し、転倒によりケガをした。

IV. 保険金をお支払いできない主な場合

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
- 妊娠、出産、早産
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- むちうち症、腰痛その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

・・・など

V. 外部講師、ボランティア、OB・OG等の方々について

「PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者」であることを証明する資料が必要となります。

PTA賠償責任保険

I. 補償の内容

<PTA活動の遂行に伴う賠償事故>

- 日本国内でPTAが主催、または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
(PTA行事への往復途上は対象外です。)

<保管物に関わる賠償事故>

- PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
(PTA行事への往復途上は対象外です。)

<法律相談・クレーム対応費用補償>

- PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。
- クレーム行為に関して、AIG損害保険（株）の提携先弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。

<提供飲食物危険補償>

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

Ⅱ. 保険金をお支払いする場合

保険期間中にPTA管理下において、次のような理由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。

<PTA活動の遂行に伴う賠償責任>

PTA活動の遂行中の偶然な事故により、他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたり、他人の財物を損壊させたとき。

（例）

- ①PTA主催のハイキングで、責任者が管理を怠ったことにより児童が水死した。
- ②PTA主催の講演会で、誘導ミスにより群衆が将棋倒しとなり多数が負傷した。
- ③PTA主催の花火大会で主催者の管理が原因で、花火が爆発し観客にケガをさせた。

<保管物に関わる賠償責任>

被保険者が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員や生徒が損壊、紛失したまたは盗まれたとき。

<法律相談・クレーム対応費用補償>

保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用を補償します。

- ①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。
- ②PTAまたはPTA役員が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、またはPTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。

<提供飲食物危険補償>

PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者（PTAまたはPTA役員）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

Ⅲ. 保険金をお支払いできない主な場合

<PTA活動の遂行に伴う賠償責任><保管物に関わる賠償責任>共通

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任
・・・など

<PTA 活動の遂行に伴う賠償責任のみ>

- 自動車などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

・・・など

<保管物に関わる賠償責任のみ>

- 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任

・・・など

<法律相談・クレーム対応費用補償>

- 故意または重大な過失

・・・など

<提供飲食物危険補償>

- 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任

・・・など